

電気自動車等の普及促進事業実施要綱

(制定) 平成28年3月30日27環改車第818号
(改正) 平成29年4月18日29環改車第 32号
(改正) 平成29年6月9日29環改車第164号
(改正) 平成30年3月23日29環改車第740号
(改正) 平成30年7月17日30環改車第208号
(改正) 平成31年3月27日30環改車第632号
(改正) 令和2年8月11日2環地次第274号
(改正) 令和3年3月10日2環地次第633号
(改正) 令和3年5月31日3環地次第122号
(改正) 令和4年4月20日4環地次第51号
(改正) 令和4年6月29日4環地次第195号
(改正) 令和4年8月10日4環気家第 39号

第1 目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、自動車から排出される二酸化炭素等の削減を図るため、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）の普及を促進するために行う「電気自動車等の普及促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

都は、電気自動車等、外部給電器、V2H又は太陽光発電システムを導入する者に対し、当該車両又は機器の購入に要する経費の一部を助成する。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 電気自動車 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）
- 2 プラグインハイブリッド自動車 電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車
- 3 外部給電器 電気自動車等に搭載された電池に充電された電気を取り出し、電気自動車等の外部へ給電する機能を有する機器（V2Hを除く。）
- 4 V2H 電気自動車等に搭載された電池から電力を給電するための直流／交流変換回路をもつ充電設備で、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものの

- 5 太陽光発電システム 太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽電池、パワーコンディショナー（太陽電池が発電した直流電力を住宅で利用できる交流電力に変換する設備をいう。）その他これらに付随する設備で構成されるもの
- 6 リース契約 契約の名称にかかわらず、電気自動車等、外部給電器、V 2 H又は太陽光発電システムの貸主が、当該車両又は機器の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該車両又は機器を使用収益する権利を与え、借主は、当該車両又は機器の使用料を貸主に支払う契約であって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているもの
- 7 リース事業者 リース契約に基づき、前号の車両又は機器を借主に貸し渡すことを業とする者

第4 本事業の内容

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる車両又は機器に応じ、それぞれ当該各号に定める要件のいずれかに該当する者とする。

（1）電気自動車等

ア 東京都内（以下「都内」という。）に事務所若しくは事業所を有する事業者又は都内に住所を有する個人であって、助成金の交付対象となる車両を所有し、又は使用する者

イ 都内に事務所若しくは事業所を有する事業者又は都内に住所を有する個人と助成金の交付対象となる電気自動車等に係るリース契約を締結したリース事業者

（2）外部給電器

ア 都内に事務所若しくは事業所を有する事業者又は都内に住所を有する個人（自動車検査証の使用の本拠の位置が都内にある電気自動車等の所有者又は使用者である者に限る。以下イ及び3（2）において同じ。）

イ 都内に事務所若しくは事業所を有する事業者又は都内に住所を有する個人と助成金の交付対象となる外部給電器に係るリース契約を締結したリース事業者

（3）V 2 H

次のア又はイに該当するものであって、別に定める要件を満たすものとする。

ア 助成金の交付対象となるV 2 Hを所有する事業者又は個人

イ 助成金の交付対象となるV 2 Hを所有し、当該V 2 Hをリース契約により個人に対して貸与する者（当該助成対象機器を貸与され使用している者と共同で助成金の交付に係る申請を行う者に限る。）

（4）太陽光発電システム

次のア又はイに該当するものであって、別に定める要件を満たすものとする。

ア 助成金の交付対象となる太陽光発電システムを所有する事業者又は個人

イ 助成金の交付対象となる太陽光発電システムをリース契約により個人に対し

て貸与する者（当該助成対象機器を貸与され使用している者と共同で助成金の交付に係る申請を行う者に限る。）

2 助成対象車両又は機器の要件

助成金の交付対象となる車両（以下「助成対象車両」という。）又は機器（以下「助成対象機器」という。）は、次の各号に掲げる車両又は機器に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たすものとする。

（1）電気自動車等

ア 令和3年4月1日から令和5年2月24日までの間に初度登録された自動車（中古の輸入車を除く。）であること。

イ 初度登録された日に、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程（以下「CEV規程」という。）に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が実施する補助事業において補助金の交付対象となる銘柄の車両であること。

ウ 自動車検査証における使用の本拠の位置が都内にあること。

（2）外部給電器

ア 平成31年4月1日から令和5年2月24日までの間に購入された外部給電器（中古品を除く。）であること。

イ 購入された日に、CEV規程に基づきセンターが実施する補助事業において、補助金の交付対象の外部給電器となっていること。

ウ 主として都内で使用される外部給電器であること。

（3）V2H（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に設置されたもの）

ア 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に設置されたV2H（中古品を除く。以下「V2Hその1」という。）であること。

イ 設置された日に、CEV規程に基づきセンターが実施する補助事業において補助金の交付対象のV2Hとなっていること。

ウ 都内の戸建住宅に設置されるV2Hであること。

エ V2Hを設置する住宅において、太陽光発電システム（別に定める要件を満たすものに限る。）を当該設置と併せて導入し、又は既に導入していること。

（4）V2H（令和4年4月1日から令和7年9月30日までの間に設置されたもの）

ア 令和4年4月1日から令和7年9月30日までの間に設置されるV2H（中古品を除く。以下「V2Hその2」という。）であること。

イ 設置された日に、CEV規程に基づきセンターが実施する補助事業において補助金の交付対象のV2Hとなっていること。

ウ 都内の戸建住宅に設置されるV2Hであること。

（5）太陽光発電システム

ア 令和4年4月1日から令和7年9月30日までの間に都内の戸建住宅に設置される太陽光発電システム（未使用品に限る。）であること。

イ 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）が定める JETPVm 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（I E C）の IEC61215-1 制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）。

ウ 太陽光発電システムの発電出力（kW を単位とし、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは国際電気標準会議（I E C）の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの日本産業規格に基づく定格出力の合計値の小数点以下第 3 位を四捨五入した値のうち、いずれか小さい値とする。以下同じ。）が 50kW 未満であること。

エ 太陽光発電システムを設置する戸建住宅において、当該設置と併せて、（4）で規定する V 2 H の助成金の交付申請をすること又は C E V 規程に基づきセンターが実施する補助事業において補助金の交付対象の V 2 H を既に設置済であること。

オ 太陽光発電システムにより供給される電気を、当該太陽光発電システムを設置する助成対象住宅の居住の用に供する部分で使用するものであること。

3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号に掲げる助成対象車両又は助成対象機器に応じ、それぞれ当該各号に定める経費とする。

（1）電気自動車等

電気自動車等本体の購入に要する費用（消費税及び地方消費税は除く。）とする。

（2）外部給電器

外部給電器本体の購入に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。ただし、申請者が個人又は事業者の場合にあってはその者が所有し、又は使用する電気自動車等の台数を、申請者がリース事業者の場合にあってはその借主が所有し、又は使用する電気自動車等の台数を超えない数量の購入に係るものに限る。

（3）V 2 H その 1

V 2 H 本体の購入に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（4）V 2 H その 2

V 2 H 本体の機器費及び設置に係る工事費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（5）太陽光発電システム

太陽光発電システム本体の機器費及び設置に係る工事費（消費税及び地方消費税は除く。）とする。

4 助成金額

助成金の交付額は、次の各号に掲げる助成対象車両又は助成対象機器に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 電気自動車等（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初度登録された車両）

ア 助成対象経費の額とする。ただし、事業者にあつては、電気自動車は37万5千円、プラグインハイブリッド自動車は30万円を上限とし、個人にあつては、45万円を上限とし、リース事業者にあつては、その借主が事業者である場合は、電気自動車は37万5千円、プラグインハイブリッド自動車は30万円を上限とし、個人である場合は、45万円を上限とする。

イ アの規定にかかわらず、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業）交付規程（以下「環境省補助規程」という。）に基づく補助金の交付決定を受けた助成対象者においては、事業者にあつては、電気自動車は50万円、プラグインハイブリッド自動車は40万円を上限とし、個人にあつては、60万円を上限とし、リース事業者にあつては、その借主が事業者である場合は、電気自動車は50万円、プラグインハイブリッド自動車は40万円を上限とし、個人である場合は、60万円を上限とする。

(2) 電気自動車等（令和4年4月1日から令和5年2月24日までの間に初度登録された車両）

ア 助成対象経費の額とする。ただし、事業者にあつては、電気自動車は37万5千円、プラグインハイブリッド自動車は30万円を上限とし、個人にあつては、45万円を上限とし、リース事業者にあつては、その借主が事業者である場合は、電気自動車は37万5千円、プラグインハイブリッド自動車は30万円を上限とし、個人である場合は、45万円を上限とする。

イ アの規定にかかわらず、助成対象者（リース事業者を除く。）が別表（1）に定める方法により再生可能エネルギー電力を導入する場合においては、事業者にあつては、電気自動車は50万円、プラグインハイブリッド自動車は40万円を上限とし、個人にあつては、60万円を上限とし、別表（2）に定める方法により再生可能エネルギー電力を導入する場合においては、電気自動車は事業者にあつては62.5万円、個人にあつては75万円を上限とし、プラグインハイブリッド自動車は事業者にあつては40万円、個人にあつては60万円を上限とする。

(3) 外部給電器

3（2）の助成対象経費の2分の1の額（助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあつては、助成対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額）とする。ただし、40万円を上限とする。

(4) V2Hその1

3（3）の助成対象経費の2分の1の額（助成対象経費に国その他の団体から

の補助金を充当する場合にあつては、助成対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額)とする。ただし、30万円を上限とする。

(5) V2Hその2

ア 3(4)の助成対象経費の2分の1の額(助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあつては、助成対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額)とする。ただし、50万円を上限とする。

イ アの規定にかかわらず、発電出力が50kW未満の太陽光発電システム及び電気自動車又はプラグインハイブリッド車をV2Hその2の設置と併せて導入し、又は既に導入している場合においては、助成対象経費(助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあつては、助成対象経費の額から当該補助金の額を控除した額)とする。ただし、100万円を上限とする。

(6) 太陽光発電システム

ア 新築の住宅に住宅建築と同時に設置する場合

(ア) 太陽光発電システムの発電出力が3.6kW以下の場合

3(5)の助成対象経費の額とする。ただし、次のa又はbのいずれか小さい額を上限とする。

a 住宅1棟当たり36万円

b 太陽光発電システムの発電出力に12万円を乗じて得た額

(イ) 太陽光発電システムの発電出力が3.6kWを超えかつ50kW未満の場合

3(5)の助成対象経費の額とする。ただし、太陽光発電システムの発電出力の数値に10万円を乗じて得た金額を上限とする。

イ 既存の住宅に設置する場合

(ア) 太陽光発電システムの発電出力が3.75kW以下の場合

3(5)の助成対象経費の額とする。ただし、次のa又はbのいずれか小さい額を上限とする。

a 住宅1棟当たり45万円

b 太陽光発電システムの発電出力に15万円を乗じて得た額

(イ) 太陽光発電システムの発電出力が3.75kWを超えかつ50kW未満の場合

3(5)の助成対象経費の額とする。ただし、太陽光発電システムの発電出力の数値に12万円を乗じて得た金額を上限とする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、前項の出えん金をもとに基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、第4による助成金の交付を行う事務を

委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

第6 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成28年度から令和6年度までとする。ただし、第4 2 (1)、(2)及び(3)の車両及び機器への助成金の交付は令和4年度まで、第4 2 (4)及び(5)の機器への助成金の交付は令和7年度までに行うものとする。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月20日から施行する。

附 則（令和4年6月29日付4環地次第195号）

この要綱は、令和4年7月14日から施行する。

附 則（令和4年8月10日付4環気家次第 39号）

この要綱は、令和4年8月10日から施行する。

別表（第4 4（2）関係）再生可能エネルギー電力の導入方法

（1）次に掲げる再生可能エネルギー電力メニューを契約していること。	
ア	環境省補助規程 別表3【再生可能エネルギー100%電力調達】① （2）の環境省が指定する再生可能エネルギー電力メニュー
イ	東京都「再生可能エネルギーグループ購入促進モデル事業」（令和元から2年度）又は九都県市首脳会議「再生可能エネルギーグループ購入事業」（令和3から4年度）で提供する電力メニューのうち、再生可能エネルギーの割合が100%のもの
（2）3kW以上の発電出力の太陽光発電システムを設置又は自営線で接続していること。	